

処 分 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第74条の3第6項
処 分 の 概 要：安全運転管理者等の解任命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第9条の9第1項（安全運転管理者の要件）、第9条の9第2項（副安全運転管理者の要件）、第9条の10（安全運転管理者の義務）
処 分 基 準： 解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 安全運転管理者等が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項又は第4項の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）で定める要件（以下単に「要件」という。）を備えないこととなった場合 具体的には、 ・安全運転管理者等が自ら酒気帯び運転等の違反行為をした場合 ・30歳未満で安全運転管理者に選任された者について、その後、当該事業所において副安全運転管理者が選任され、要件を備えないこととなった場合 等が該当する。 2 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、 ・安全運転管理者が、最高速度を超過する速度による運転をしなければ、目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、当該計画に従って、運転者に自動車を運転させたため、当該運転者が最高速度違反に起因する交通事故を起こした場合 ・安全運転管理者が、必要な権限が与えられているにもかかわらず、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置せず、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合 ・安全運転管理者が、運転後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を日常的に実施せず、業務中の飲酒に対する抑止効果が失われたことにより、運転者が酒気帯び運転を行った場合 等が該当する。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）
備 考：